

公益財団法人への寄付に伴う税制優遇措置

湘友会奨学財団は公益財団法人(特定公益増進法人)として神奈川県から認定を受けておりますので、ご寄付は税制上の優遇措置を受けることができます。

個人が寄付した場合

所得税の控除

「所得控除」と「税額控除」のどちらかの計算方法をお選びいただけます。

● 所得控除方式

(年間寄付金額－2,000円)＝課税所得金額から控除

● 税額控除方式

(年間寄付金額－2,000円)×40%＝所得税額から控除

※ 控除対象となる寄付金額は、所得金額の40%相当額が限度です。

※ 「税額控除方式」では、所得税額の25%相当額が限度です。

* 確定申告の際に計算する所得税とは？

課税所得金額(収入金額－所得控除額)×所得税率＝所得税額

▶ 控除を受けるには

控除を受けるには、確定申告を行うことが必要です。「領収書」と「税額控除に係る証明書」を添付して税務署に申告してください。

① 本財団が発行する寄付額の領収書

入金確認後、本財団から払込者宛てに送付いたします。

② 税額控除に係る証明書の写し

①とともに本財団から送付いたします。